

青森県報

第四千三百六十九号

平成二十九年
十月三十日
(月曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置…………… (医療業務課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢福祉保険課) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録…………… (同) …… 一
- 特定行為業務の登録…………… (同) …… 二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (子どもみらい課) …… 二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 三
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (三八地域県民局) …… 四
- 指定講習機関の行う初心運転者講習の休止…………… (公安委員会) …… 四
- 指定講習機関の行う初心運転者講習の休止…………… (運転免許課) …… 四

告 示

青森県告示第七百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳴海病院	弘前市大字品川町一九	平成三十二年十月二十五日

青森県告示第七百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者を行う事業所	指 定 日								
<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> <tr> <td>有限会社のりた調剤</td> <td>五所川原市大字漆川字清水流二の三</td> </tr> </table>	名 称	主たる事務所の所在地	有限会社のりた調剤	五所川原市大字漆川字清水流二の三	<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> <tr> <td>介護相談憩いの杜</td> <td>五所川原市大字漆川字清水流二の三</td> </tr> </table>	名 称	所 在 地	介護相談憩いの杜	五所川原市大字漆川字清水流二の三	平成三元・二・一
名 称	主たる事務所の所在地									
有限会社のりた調剤	五所川原市大字漆川字清水流二の三									
名 称	所 在 地									
介護相談憩いの杜	五所川原市大字漆川字清水流二の三									

青森県告示第七百四十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇 〇一〇	平成 二九・一〇・一九	株式会社 まご心	青森市大 字油川五 字四	あつと むけ	青森市大 字油川五 字四	平成 二九・一〇・一九	訪問介護
〇二五〇〇 〇三三	二九・一〇・二二	社会福祉 法人水鏡 社	三戸郡南 部町大字 部米地一 字一	保護老人 施設	三戸郡南 部町大字 部米地一 字一	二九・一〇・二二	介護老人 施設
〇二五〇〇 〇三三	〃	株式会社 まご心	青森市大 字油川五 字四	住宅型有 料老人 ホーム	青森市大 字油川五 字四	〃	住宅型有 料老人 ホーム
〇二五〇〇 〇三三	二九・一〇・一六	倉石ハ ネス株式 会社	三戸郡五 戸町大字 戸間内一 字五	ショート ステイ	三戸郡三 戸町大字 戸守田一 字三	〃	短期入所 生活介護

青森県告示第七百四十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 一八九	平成 二九・一〇・一九	株式会社 まご心	青森市大 字油川五 字四	あつと むけ	青森市大 字油川五 字四	平成 二九・一〇・一九	訪問介護
--------------	----------------	-------------	--------------------	-----------	--------------------	----------------	------

〇二〇〇一 一九〇	〃	株式会社 まご心	青森市大 字油川五 字四	住宅型有 料老人 ホーム	青森市大 字油川五 字四	〃	住宅型有 料老人 ホーム
〇二〇〇一 一九二	二九・一〇・三〇	株式会社 ゆとり	八戸市諏 訪二丁目 八	ヘルパー システ ム	八戸市青 葉三丁目 一	二九・一〇・三〇	訪問介護
〇二〇〇一 一九二	〃	株式会社 ゆとり	八戸市諏 訪二丁目 八	看護多機 能ホーム の	八戸市大 字尻内町 三	〃	看護多機 能住宅介 護

青森県告示第七百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所 在 地	指 定 日
ベイ薬局中央店		五所川原市中央五丁目一九の二	平成 二九・一〇・一六

青森県告示第七百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したので、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	てらだクリニック	所 在 地	五所川原市大字稲実字米崎二二 二の一七	指定辞退 年月日	平成 二九・二・四
-----	----------	-------	------------------------	-------------	--------------

青森県告示第七百五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	株式会社ワイ・エヌ・イノベート	主たる事務所の所在地	青森市佃二丁目四の三一	障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	障害児通所支援事業を行う事業所	名 称	放課後等デイサービスきらら	所 在 地	青森市筒井四丁目一の二六	指 定 年月日	平成 二九・二・一
--------------	-----	-----------------	------------	-------------	------------	------------	-----------------	-----	---------------	-------	--------------	------------	--------------

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十三条第三項の規定により公告する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	弘前市大字新岡字外ノ沢三三二の三七	地 目	畑	面積（平方メートル）	二、二八五
所 在 及 び 地 番	弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	地 目	田	面積（平方メートル）	九九三

二 利用権の内容

農 地 の 区 分	弘前市大字新岡字外ノ沢三三二の三七	利用権の内容	畑
農 地 の 区 分	弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	利用権の内容	田

三 利用権の始期及び存続期間

農 地 の 区 分	弘前市大字新岡字外ノ沢三三二の三七	利用権の始期	平成三〇年一月一日	存続期間	五年
農 地 の 区 分	弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	利用権の始期	〃	存続期間	〃

四 借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	弘前市大字新岡字外ノ沢三三二の三七	借賃に相当する補償金の額（円）	〇
農 地 の 区 分	弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	借賃に相当する補償金の額（円）	二四、八二五

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方法務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農 地 の 区 分	所有者等に係る情報
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	平成一四年一二月に中津軽郡岩木町大字鼻和字西田三一〇鳴海康博が死亡した後、その所有者が確認できない状態となっている。
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	平成二七年三月に弘前市大字土堂字早川八六の一福士操が死亡した後、その所有者が確認できない状態となっている。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松田組
- 二 氏名 松田好
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字丑鞍森四二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第三〇〇五四六号
- 五 取消年月日 平成二十九年十月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第百二十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関五所川原モータースタールの特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 休止しようとする特定講習の種類

- 普通自動二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習
- 休止しようとする期間
平成二十九年十月十一日から平成三十年三月三十一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭